○国土交通省告示第六百九十号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の一の項指定の区分欄中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の四の項指定の区分欄中「第一号から第八号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の五の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の六の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の七の項指定の区分欄中「第一号から第十号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号」に改め、同表の八の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の九の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十一の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十二の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十三の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十四の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十五の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十六の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十七の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十八の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の十九の項指定の区分欄中「第一号から第六号まで」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号及び」に改め、同表の二十の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十一の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十二の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十三の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十四の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改め、同表の二十五の項指定の区分欄中「各号」を「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」に改める。

○国土交通省告示第六百九十一号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、国土交通大臣が指定した者とみなす指定構造計算適合性判定機関の名称等を次のように告示する。

平成二十七年六月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定構造計算適合性判定機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	指定構造計算適合性判定機関の名称	住所	業務区域	指定をした日	指定の有効期間
一	一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の全域	平成二十七年六月一日	指定をした日から平成二十九年二月十三日
二	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	北海道、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都及び神奈川県の全域	平成二十七年六月一日	指定をした日から平成二十九年五月十七日
三	一般財団法人住宅金融普及協会	東京都文京区関口一丁目二十四番二号関口町ビル	北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都及び神奈川県の全域	平成二十七年六月一日	指定をした日から平成二十九年五月十七日